

第70回 檀原警察署協議会

開催日時	令和6年11月15日（金）午後1時25分から午後3時5分（100分）	
開催場所	檀原警察署 4階研修場	
出席者	協議会	中井会長 小西副会長 辻本委員 田中委員 和田委員 河合委員 奥窪委員 藤田委員 関谷委員 岩井委員 熊本委員 福田委員 米田委員 以上13名
	警察署	署長 副署長 会計官 警務課長 留置管理課長 生活安全課長 地域課長 刑事第一課長 刑事第二課長 交通課長 警備課長 以上11名
開催概要	1 檀原警察署協議会会長挨拶 檀原警察署の皆様には、安全で安心な地域社会の実現に向け、日夜、活動いただきお礼申し上げます。事件・事故のない安全で安心な地域社会の実現に向け、警察活動に期待するところは大きいですが、一方で、私達市民の声が警察活動にいかされることも重要である。警察署協議会委員の皆様の意見を今後の警察活動に反映していただくことをお願いする。 2 檀原警察署長挨拶 平素、檀原警察署の活動に対し、ご理解、ご協力いただき、感謝申しあげる。 いわゆる闇バイトによる強盗事件など、時代の変化に伴い新たな課題も生まれているが、市民の安全・安心を守るという治安責任を果たすため、署員が一体となって犯罪被害防止や交通事故抑止等の課題解決に向けた各種活動に一歩ずつ、着実に取り組んでいく所存である。委員の皆様におかれては、各地区におけるリーダーとして地域が一体となって各種警察活動にご協力いただくよう、お願いする。 3 議事 (1) 各課の業務報告 檀原警察署の業務推進状況について各課長から報告 (2) 警察活動全般にわたる要望・意見 ア 委員に対する連絡方法について 【委員】 ペーパーレス化のため、協議会の事務連絡に関して電子メールの活用を検討してはどうか。 【警察】	

直ちに導入することは難しいが、引き続き検討していく。

イ 道路環境の改善について

【委員】

交通量の多い交差点において、路面にカラー舗装がされているが、他に何か対策はできないのか。

【警察】

更なる設備の設置による対策が困難である場合には、啓発活動のほか、可搬式オービスの設置や交通指導取締を強化するなどして対応する。

【委員】

交通量の多い道路に横断歩道を設置してもらいたい。

【警察】

意見のあった場所については、横断歩道設置基準に該当しておらず、設置は難しい。道路管理者に対し、カラー舗装などの改善策を申し入れる。

【委員】

法然寺が所在する交差点に信号機を設置してもらいたい。

【警察】

同交差点については自治会等からも信号機設置の要望を受理している。令和7年度における信号機設置要望を上申しているが、決定したわけではないことを申し添える。

ウ 防犯対策について

【委員】

関東地方で強盗事件が多発しているとのことだが、実際に自宅に入られる等の被害に直面した場合の対処法を教えていただきたい。

【警察】

実際に家に入られた場合、個人で対処するのは困難であるから、施錠を確実にする、二重ロックをする、防犯カメラを設置する等の個人で出来る防犯対策を確実にすることが重要である。

【委員】

檀原署管内における防犯カメラの設置状況について教えてほしい。また、防犯カメラの設置主体はどこになるのか

【警察】

中心部に比較して郊外ではカメラの設置数が少ないのが現状であるため、自治会や店舗等に対して防犯カメラの設置を勧めている。

世間の防犯意識も高まっているため、自治体を通じて防犯カメラの設置を勧めるよう、各委員からお声かけいただきたい。

設置費用に関しては、自治体が補助する場合や市町村が主体的に設置する場合など様々であるので、地元自治体に確認していただきたい。

【委員】

	青色パトカーで防犯パトロールをする際、メロディパトロールをすれば、住民の安心感に繋がるのではないかと。また、音楽を流すことができるようにするためには費用がかかるが、その補助をしてもらえるようなところはないか。 【警察】 青色パトカーで実施することについては、道路使用許可の関係もあるが、費用面では自治体にご相談いただきたい。 エ 自転車のヘルメット着用について 【委員】 自転車のヘルメットの着用義務について警察の立場はいかが。 【警察】 法律上は努力義務であり罰則はないが、交通事故による被害を軽減するためにも、着用を推奨している。 {3} 速度取締り指針及び駐車監視員活動ガイドラインについて 交通課長が速度取締り指針及び駐車監視員活動ガイドラインについて説明した。 4 議事録公開の可否 個人のプライバシーに係る部分を除いて公開とする。
そ の 他	次回協議会の開催予定 未定 ※詳細については、事務局が調整の上、会長と改めて協議して決定 会議において特筆すべき事項 なし